

令和 6 年第 6 回日高市農業委員会議事録

開 催 月 日		令和 6 年 6 月 25 日 (火)				
開 催 場 所		日高市役所 301 会議室				
開 催 時 刻		午後 1 時 30 分				
閉 会 時 刻		午後 2 時 00 分				
議 長		福井 一洋				
	議席番号	氏 名	出欠席	議席番号	氏 名	出欠席
農 業 委 員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	欠席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	欠席	14	福井 一洋	出席
推 進 委 員 農 地 利 用 最 適 化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係 出席者	なし
事 務 局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 小峰 賢一 主任 岡村 厚輝
傍 聴 人	なし
議 事	
日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 20 号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第 6	議案第 21 号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
日程第 7	専決処分について
そ の 他	

議 長	これより、議事に入ります。 日程第 1 議事録署名委員の指名 農業委員会会議規則第 14 条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、8 番、12 番にお願いします。
12 番	日程第 2 議案第17号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第17号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議に入ります。本件担当の12番より、申請地の状況について説明をお願いします。 〇月〇日に現地確認へ行ってきました。申請地は、県道〇〇越線沿い〇〇付近になります。県道から北に入る旧道を少し進んだ場所です。〇番は1,078㎡あり、北側の 3 分の 1 は大きな木が20本程度生えていました。その他は、草刈されきれいに管理されていました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は市内で露地野菜や栗を栽培している農業者で。自家消費ではありますが長年農業を行っています。公図上の〇番が自宅であり、申請地に隣接しています。今回、農地を買受け営農を充実させたいとのことです。農業従事日数は 150 日、妻も 150 日以上従事しており、耕運機も所有しています。 申請地は、先ほど 12 番からも説明がありましたが、一部木が生えている等の状況であるため、1 年目はその木の伐採等の期間とし、2 年目以降に作付けする計画になっています。譲渡人も手放したいとのことで、今回の申請になりました。
議 長	ただいま、12 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
委 員 議 長	日程第 3 議案第18号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第18号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議に入ります。議案の 1 番と 2 番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。 はい。 それでは、1 番と 2 番を一括審議とします。本件担当の10番より、申請地の状況について説明をお願いします。
10 番	昨日、現地確認をしてきました。申請地は〇〇の中で、〇〇の南側に隣接した場所です。〇番は50cm、〇番は20cmほどの草が生えていました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請地は〇〇に位置しており、9 月からの曼珠沙華時期において、巾着

		田内の駐車場が満車となるため、その影響から周辺道路も渋滞となっています。そのため申請地に臨時駐車場を開設し、少しでも渋滞が緩和できればと思います計画をしたとのこと。現地の形状変更をしないこと、過去の使用経過等を鑑みて、申請地及び隣接地への影響はないと思われます。 なお、昨年も同様に申請されて、一時転用後は現地を耕運機で耕し農地へ還元されています。
議	長	ただいま、10 番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委	員	ありません。
議	長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
		日程第 3 議案第19号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第19号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入ります。それでは、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 申請地は〇〇地内、県道〇〇線の〇〇より北へ 300m の場所で、県道と〇〇の間になります。現地の状況は、膝丈ぐらいの草が生えている状態でした。 申請人は、電気等エネルギーの製造及び売買を営む事業者で、地目が雑種地の場所へ蓄電所の設置を予定しています。隣接農地である〇番を建設機械の作業エリアとして、〇番を仮設現場事務所、駐車場用地として、一時転用したいとのこと。期間は 6 ケ月となります。 蓄電所は、都市計画法上でも開発許可を有さなくても良いと都市計画課に確認しています。 申請地の農地区分は 2 種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。
事	務	事務局
議	長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委	員	蓄電所の建設予定地はどこですか。また、地目は何ですか。
事	務	資料の公図で見いただきますと〇番になります。地目は雑種地となります。
議	長	他に質疑等がありましたらお願いします。
委	員	ありません。
議	長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。
		1 番について農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

2 番	続いて 2 番に入ります。本件担当の 2 番より申請地の状況について説明をお願いします。
議 長 事 務 局	申請地は〇〇地内で、〇〇の南側になります。現地は、家庭菜園をやられていました。 続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、姉妹でそれぞれ市内の実家と賃貸住宅で生活しています。姉妹二人とも家財道具が徐々に増えて、お互い現在住んでいる部屋の間取りも狭くなり、二人で一緒に暮らす自己用住宅を建築する計画となりました。市街化区域や調整区域の農地以外の土地を探しましたが、希望の土地が見つからず父に相談したところ、実家の南側の農地に自己用住宅を建築しても良いと許可が得られ当該申請地を選定したとのことです。 申請地の農地区分は、2 種農地となり、計画目的から必要性が認められると思われます。
議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	ただいま、2 番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
4 番 議 長 事 務 局 議 長 委 員 議 長	日程第 5 議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について 議案第 20 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について審議に入ります。 議事参与の制限により、5 番は退室願います。 (5 番退室。) 本件担当の島村 実委員より申請地の状況について説明をお願いします。 先日、現地を確認してきました。現地は田植えをして 3 週間ほど経過したような状況でした。 続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 借受人は花きをはじめ水稻、ハパイヤ、里芋などを栽培する認定農業者です。年間の農業従事日数は 350 日。借受人は広域で農地を借り入れており、申請農地を集積して経営拡大を目的としています。 ただいま、4 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項に基づく各要件を満たしており原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員 議長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。 5番は、入室してください。 (5番入室。)
議長	続いて議案2に入ります。本件担当の5番及び8より申請地の状況について説明をお願いします。
5番	委員と現地を確認しました。申請地は〇〇地内で、〇〇の信号から〇〇方面に300mほどの場所で、道路の西南側になります。現地は、全部で9筆ありますがきれいに耕耘されていました。
議長 8番	続いて、8番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は〇〇地内、〇〇通りを東に向かい、〇〇の北側になります。地図で見ただけで分かるように入って行きづらい場所ですが軽トラックが入れる程度の道があります。現地は、きれいに耕耘され管理してありました。
議長 事務局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、農地中間管理事業に基づく利用集積であり、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が所有者から利用権の設定を受けて、その後、担い手へ貸付を行うものです。貸付をする担い手については、日程第6議案21号にて審議となります。申請地につきましては、〇〇地区と〇〇地区になり、所有者は7名、筆数11筆、面積15,217㎡となります。 まずは、農地中間管理機構への利用権設定の新規扱いについて、ご審議をお願いいたします。
議長	ただいま、5番、8番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委員 議長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づく各要件を満たしており原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委員 議長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。
議長	日程第6 議案第21号 農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について 議案第21号農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について審議に入ります。 本件について、事務局より説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積等促進計画は、先程、承認を受けました埼玉県農林公社が利用権設定を受けた農地について、その農地を借りたいと希望を申し出た者に配分するものです。法律に基づき、埼玉県農林公社が希望者へ配分する計画につ

		いて、農業委員会に意見を求めるものであります。借受人の〇〇は平成〇年度から就農した農家で構成された農地所有適格法人です。〇〇市ではブドウを栽培し、日高ではネギを栽培しており、申請地でも、ネギを栽培する予定です。販路としては、J A全農や食材受託センター、スーパー等へ出荷している他、給食センター等の加工会社へも出荷しています。経営面積は、約 5.7ha となります。各申請地は、現在の経営地に近い場所であり、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。現在は、従業員 9 名で経営しています。 農地利用促進計画について、計画内容のとおりでよろしいか、ご審議をお願いいたします。
議	長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。
委	員	ありません。
議	長	質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。
委	員	異議なし
議	長	異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。
議	長	日程第 7 「専決処分の報告」について 日程第 7 「専決処分の報告」について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号が 6 件あります。質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。